

議案第49号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年3月14日
健康保険部介護保険課

議案第49号 大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の見直しに伴う必要な規定の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 保険料の適用期間

(2) 適用期間における保険料の設定

(3) 保険料の算定に関する基準を適用する条項の変更

3 施行期日

令和6年4月1日

1 国の制度改正内容を踏まえた保険料の見直し

- (1) 保険料の適用期間を令和6年度から令和8年度までとする。
- (2) 社会経済情勢を考慮し、介護給付費準備基金を令和6年度から令和8年度の3年間（第9期介護保険事業計画期間）で37億円あまり活用し保険料基準額を第8期から1割引き下げる。
第8期保険料基準額 年額76,200円（月額6,350円）
第9期保険料基準額 年額68,580円（月額5,715円）
- (3) 第1段階から第3段階の保険料は、国の示す低所得者保険料軽減措置適用後の乗率（保険料基準額に乗じる率）に合わせて引き下げる。
- (4) 保険料段階数（13段階）及び基準所得金額は第8期と同様とする。

大津市の第8期と第9期の比較

基準所得金額等

A 第8期

B 第9期 条例改正案

C 引き下げ額等(B-A)

基準額 76,200 第5段階

基準額 68,580 第5段階

単位:万円

段階	基準所得金額等
1	～80
2	・市民税非課税世帯 ～120
3	120～
4	～80
5	・本人市民税非課税 ・市民税世帯課税 80～
6	～100
7	～125
8	～200
9	～350
10	・本人市民税課税 ～500
11	～750
12	～1,000
13	1,000～

第8期 単位:円

段階	保険料率	年額	月額
1	0.30	22,860	1,905
2	0.50	38,100	3,175
3	0.70	53,340	4,445
4	0.80	60,960	5,080
5	1.00	76,200	6,350
6	1.13	86,106	7,175
7	1.20	91,440	7,620
8	1.35	102,870	8,572
9	1.55	118,110	9,842
10	1.75	133,350	11,112
11	2.00	152,400	12,700
12	2.20	167,640	13,970
13	2.30	175,260	14,605

第9期 単位:円

段階	保険料率	年額	月額
1	0.285	19,545	1,628
2	0.485	33,261	2,771
3	0.685	46,977	3,914
4	0.800	54,864	4,572
5	1.000	68,580	5,715
6	1.130	77,495	6,457
7	1.200	82,296	6,858
8	1.350	92,583	7,715
9	1.570	107,670	8,972
10	1.795	123,101	10,258
11	2.055	140,931	11,744
12	2.260	154,990	12,915
13	2.365	162,191	13,515

単位:円

年額	月額	減額率
▲ 3,315	▲ 277	-14.5%
▲ 4,839	▲ 404	-12.7%
▲ 6,363	▲ 531	-11.9%
▲ 6,096	▲ 508	-10.0%
▲ 7,620	▲ 635	-10.0%
▲ 8,611	▲ 718	-10.0%
▲ 9,144	▲ 762	-10.0%
▲ 10,287	▲ 857	-10.0%
▲ 10,440	▲ 870	-8.8%
▲ 10,249	▲ 854	-7.7%
▲ 11,469	▲ 956	-7.5%
▲ 12,650	▲ 1,055	-7.5%
▲ 13,069	▲ 1,090	-7.5%

※保険料は年額であり、月額は参考として、年額を12で割ったものに小数点以下を切り捨てた金額を記載しています。

第9期介護保険事業計画

歳入

(単位：千円)

科目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
国庫負担金	(介護)	5,458,697	5,613,144	5,794,351	16,866,192
	(地域支援事業)	492,387	560,484	580,341	1,633,212
県負担金	(介護)	4,136,999	4,238,552	4,355,771	12,731,322
	(地域支援事業)	255,063	289,413	299,526	844,002
支払基金交付金	(介護)	7,971,810	8,184,486	8,432,410	24,588,706
	(地域支援事業)	278,494	287,960	293,737	860,191
国庫調整交付金		968,427	994,263	1,024,381	2,987,071
介護給付費準備基金繰入金		1,142,694	1,201,274	1,385,121	3,729,089
一般会計繰入金		3,945,716	4,078,527	4,203,419	12,227,662
介護保険料		6,672,633	6,742,235	6,799,555	20,214,423
歳入計		31,322,920	32,190,338	33,168,612	96,681,870

歳出

(単位：千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
総給付費(介護給付費・予防給付費)	28,105,982	28,854,183	29,730,475	86,690,640
特定入所者介護サービス費等	530,677	545,459	561,144	1,637,280
高額介護サービス費等	749,040	770,040	792,182	2,311,262
高額医療合算介護サービス費等	104,030	106,793	109,864	320,687
審査支払手数料	35,495	36,437	37,485	109,417
地域支援事業費	1,797,696	1,877,426	1,937,462	5,612,584
歳出計	31,322,920	32,190,338	33,168,612	96,681,870

【保険料算定式(1人あたり基準額)】

- ・ 保険料必要額 20,214,423千円
- ・ 被保険者数(3年計所得段階別加入割合補正後) 296,238人
- ・ 収納率 99.5%
- ・ 保険料算定式 $20,214,423千円 \div 296,238人 \div 99.5\% = 68,580円$

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>大津市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月17日 条例第13号</p> <p>（保険料率）</p> <p>第15条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 22,860円</u></p> <p><u>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 38,100円</u></p> <p><u>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 53,340円</u></p> <p><u>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 60,960円</u></p> <p><u>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 76,200円</u></p> <p><u>(6) 次のいずれかに該当する者 86,106円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第29条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合</u></p>	<p>大津市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月17日 条例第13号</p> <p>（保険料率）</p> <p>第15条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 19,545円</u></p> <p><u>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 33,261円</u></p> <p><u>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 46,977円</u></p> <p><u>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 54,864円</u></p> <p><u>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 68,580円</u></p> <p><u>(6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 77,495円</u></p>

計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）が1,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 91,440円

ア 合計所得金額が1,000,000円以上1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 102,870円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 82,296円

(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 92,583円

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,110円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 133,350円

ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 152,400円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 107,670円

(10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 123,101円

(11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 140,931円

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（12） 次のいずれかに該当する者 167,640円

ア 合計所得金額が7,500,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13） 前各号のいずれにも該当しない者 175,260円

（新設）

（新設）

（新設）

（12） 政令第38条第1項第12号に掲げる者 154,990円

（13） 政令第38条第1項第13号に掲げる者 162,191円

2 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第143条の規定にかかわらず、1,000,000円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定にかかわらず、1,250,000円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定にかかわらず、2,000,000円とする。

(新設)

5 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、3,500,000円とする。

(新設)

6 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、5,000,000円とする。

(新設)

7 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、7,500,000円とする。

(新設)

8 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、10,000,000円とする。

(普通徴収に係る保険料の納期等)

(普通徴収に係る保険料の納期等)

第16条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第16条 (略)

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の規定による納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

3 各納期における納付すべき普通徴収に係る保険料の額は、前条各号に掲げる保険料の額を10で除して得た額とする。

4 前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。次条各項の規定により定められた納期ごとの分割金額についても、同様とする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第17条 保険料の賦課期日後翌年度の賦課期日の前日までに第1号被保険者の資格（以下「第1号被保険者資格」という。）を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該第1号被保険者資格を取得した日における第15条各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を12で除して得た額を、当該年度（4月から翌年3月までをいう。以下同じ。）における当該第1号被保険者資格を有する月数（当該第1号被保険者資格を取得した日の属する月を含む。）を乗じて得た額とし、この額を前条

2 (略)

3 各納期における納付すべき普通徴収に係る保険料の額は、前条第1項各号に掲げる保険料の額を10で除して得た額とする。

4 (略)

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第17条 保険料の賦課期日後翌年度の賦課期日の前日までに第1号被保険者の資格（以下「第1号被保険者資格」という。）を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該第1号被保険者資格を取得した日における第15条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を12で除して得た額を、当該年度（4月から翌年3月までをいう。以下同じ。）における当該第1号被保険者資格を有する月数（当該第1号被保険者資格を取得した日の属する月を含む。）を乗じて得た額とし、この額を前条

第1項に規定する納期のうち、当該第1号被保険者資格の取得後の最初に到来し市長が保険料の徴収を開始しようとする納期（以下「徴収開始納期」という。）から3月までの納期の数で除して得た額を、徴収開始納期から3月までの各月末日までに普通徴収の方法によって納付しなければならない。

2 保険料の賦課期日（前項の規定の適用を受ける者にあつては、当該第1号被保険者資格を取得した日。次項において同じ。）後翌年度の賦課期日の前日までに第1号被保険者資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第15条各号に定める額を12で除して得た額を、当該年度における当該第1号被保険者資格を有する月数（当該第1号被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。）を乗じて得た額とし、この額から当該第1号被保険者資格の喪失の日の属する月の前月までの各月末日までに納付すべき額を控除した額を、前条第1項の規定による納期のうち、当該第1号被保険者資格の喪失後の徴収開始納期に普通徴収の方法によって納付しなければならない。

3 保険料の賦課期日後翌年度の賦課期日の前日までに政令第39条第1項第1号イ（老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第15条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至るまでの第15条各号に定める額を

第1項に規定する納期のうち、当該第1号被保険者資格の取得後の最初に到来し市長が保険料の徴収を開始しようとする納期（以下「徴収開始納期」という。）から3月までの納期の数で除して得た額を、徴収開始納期から3月までの各月末日までに普通徴収の方法によって納付しなければならない。

2 保険料の賦課期日（前項の規定の適用を受ける者にあつては、当該第1号被保険者資格を取得した日。次項において同じ。）後翌年度の賦課期日の前日までに第1号被保険者資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第15条第1項各号に定める額を12で除して得た額を、当該年度における当該第1号被保険者資格を有する月数（当該第1号被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。）を乗じて得た額とし、この額から当該第1号被保険者資格の喪失の日の属する月の前月までの各月末日までに納付すべき額を控除した額を、前条第1項の規定による納期のうち、当該第1号被保険者資格の喪失後の徴収開始納期に普通徴収の方法によって納付しなければならない。

3 保険料の賦課期日後翌年度の賦課期日の前日までに政令第38条第1項第1号イ（老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至るまでの第15条第1項各号に定める額

12で除して得た額に当該年度における当該該当するに至った日の属する月（以下「保険料変更月」という。）の前月までの月数を乗じて得た額と、当該該当するに至った後の第15条各号に定める額を12で除して得た額に当該年度における保険料変更月から3月までの月数を乗じて得た額との合算額とする。

を12で除して得た額に当該年度における当該該当するに至った日の属する月（以下「保険料変更月」という。）の前月までの月数を乗じて得た額と、当該該当するに至った後の当該各号_____に定める額を12で除して得た額に当該年度における保険料変更月から3月までの月数を乗じて得た額との合算額とする。